

租税法

受講生の皆様

訂正のご案内

この度は、LEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2026年 論文グレードアップ講座(EA/B26216) 租税法の下記教材に訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の訂正事項が生じましたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので、受講生の皆様におかれましては、ご了承の程、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

- ・上級フォーサイト 租税法 テキスト【法人税法・応用編】(EL26013)

- ・上級フォーサイト 租税法 テキスト【理論編】(EL26016)

- ・租税法 過去問チャレンジ 理論編 (EL26031)

上級フォーサイト 租税法 テキスト【法人税法・応用編】(EL26013)

P41-18 (4)①別表五（一）の記載 図表

【誤】

別表五（一）I	取扱い	別表五（一）II
納税充当金	会計で計上された未払法人税等 (法人税等・住民税等・事業税等) → 会計上負債であるが、 税務上は負債とならない (別表五（一）では正数表示) → 損金経理した納税充当金 は別表四（加・留）	納税充当金 の計算
未納法人税等 未納道府県民税 未納市町村民税	確定した税額（事業税等を除く） → 税務上負債となる。 (別表五（一）では負数表示)	納付の状況 から転記

【正】

別表五（一）I	取扱い	別表五（二）
納税充当金	会計で計上された未払法人税等 (法人税等・住民税等・事業税等) → 会計上負債であるが、 税務上は負債とならない (別表五（一）では正数表示) → 損金経理した納税充当金 は別表四（加・留）	納税充当金 の計算
未納法人税等 未納道府県民税 未納市町村民税	確定した税額（事業税等を除く） → 税務上負債となる。 (別表五（一）では負数表示)	納付の状況 から転記

上級フォーサイト 稟税法 テキスト【理論編】(EL26016)

【法人税法・条文見出し】 1 ページ目

【誤】

第 1 章 通則					
			第 1 条	趣旨	

【正】

編	章	節	款	目	条	見出し	◆
第 1 編 総則							
第 1 章 通則							
			第 1 条	趣旨			

【法人税法・条文見出し】 1 ページ目

【誤】

	第 1 章 各事業年度の所得に対する法人税					
	第 1 節 課税標準及びその計算					
	第 1 款 課税標準					
		第 21 条	各事業年度の所得に対する法人税の課税標準			◆

【正】

第 2 編 内国法人の法人税						
第 1 章 各事業年度の所得に対する法人税						
第 1 節 課税標準及びその計算						
第 1 款 課税標準						
	第 21 条	各事業年度の所得に対する法人税の課税標準				◆

【法人税法・条文見出し】 5 ページ目

【誤】

	第 1 章 国内源泉所得					
		第 138 条	国内源泉所得			

【正】

第 3 編 外国法人の法人税						
第 1 章 国内源泉所得						
		第 138 条	国内源泉所得			

【法人税法・条文見出し】 6 ページ目

【誤】

					第 148 条	内国普通法人等の設立の届出	
--	--	--	--	--	---------	---------------	--

【正】

第 4 編 雜則

					第 148 条	内国普通法人等の設立の届出	
--	--	--	--	--	---------	---------------	--

【法人税法・条文見出し】 6 ページ目

【誤】

					第 159 条		
--	--	--	--	--	---------	--	--

【正】

第 5 編 罰則

					第 159 条		
--	--	--	--	--	---------	--	--

P1-13-7 事例文 7 ~13行目

【誤】

条文	項目	内 容
37①	グループ法人 間の寄附金	完全支配関係がある内国法人に対して支出した 寄附金の額は、損金の額に算入しない。

【正】

条文	項目	内 容
37②	グループ法人 間の寄附金	完全支配関係がある内国法人に対して支出した 寄附金の額は、損金の額に算入しない。

租税法 過去問チャレンジ 理論編 (EL26031)

P1-13-2 事例文 7 ~13行目

【誤】 上記のように A 社の収益が向上し、経営の安定化が見込まれるようになったことから、令和7年6月末、Q は A 社を退職した。Q の退職時、A 社は、同社の役員等の退職手当等の支給規程に基づき、役員等勤続年数に対応する退職手当として 900 万円を Q に支払った。なお、Q に支払われた退職手当は業績運動給与に該当しないものであり、また、当該退職手当の全額（900 万円）は不相当地高額な金額ではなかった。同年7月以降、Q は、A 社との関係を一切有していない。

【正】 A 社は、業績が芳しくない B 社の経営を立て直すため、支援策の検討を開始した。支援策として、令和7年10月上旬、A 社は、B 社との間で、機械装置（時価1億円）を 7,000 万円（税抜）で売却する契約を締結した。同月下旬、当該契約に基づき、A 社は保有する機械装置を B 社に移転し、B 社は契約代金を A 社に支払った。